

京都府地域公共交通利用者環境改善事業補助金実施要領

知事は、地域公共交通の利用環境の向上を目的とした設備等の導入に要する費用に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において地域公共交通利用者環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助対象事業者）

第 1 条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 京都府内市町村
- (2) 次に掲げる交通事業者

ア 京都府内の複数市町村(平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じたもの。以下同じ。)を運行する乗合バス事業者(道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する自動車運送事業を除く。以下、「乗合バス事業者」という。)を経営するものをいう。以下同じ。)

イ 京都府内を運行区域とする公共ライドシェア事業等(道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 4 条によるもの、同法第 78 条第 2 号の規定によるもののうち道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 49 条第 1 号の規定によるもの及び道路運送法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 40 号)による改正前の道路運送法第 80 条の規定により運行されている旅客運送事業のうち、乗合バス事業、貸切バス事業(道路運送法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。)、タクシー事業(道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。)及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する自動車運送事業を除いた事業をいう。)の運営主体

（補助対象事業）

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が実施する公共交通利用者の待合環境を改善する事業（新設事業を含む。）であり、次に掲げる事業のうち、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までに実施する事業とする。

- (1) 駅舎の待合スペース又は停留所（但し、市町村が申請する場合にあっては、複数の公共交通機関（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 2 条 2 号の規定によるものをいう。）の結節点に存するものに限る。以下同じ。）等のベンチ、上屋等の整備事業
- (2) 駅舎の待合スペース又は停留所等の改修事業
- (3) 停留所等に設置するバス接近表示器等の整備事業
- (4) その他公共交通の利用環境の向上に資するものとして知事が適当と認める事業

（補助対象経費）

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費（知事が必要と認める経費を除く）は対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) 個人給付的な経費
- (3) 上記に掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と知事が認める経費

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額又は補助対象経費の額から当該経費について国、他の地方公共団体等から交付決定を受けた額を控除した額のいずれか少ない額以内の額とする。

- 2 この場合において、千円未満に端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに別記様式第1号による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の算出基礎資料
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) 当該補助対象経費を対象として国、地方公共団体等が交付決定した補助金（以下「国庫補助金等」という。）を活用している場合は、当該補助金の交付決定通知等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、交付を受けようとする補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助対象事業の内容等の変更)

第6条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容等に変更が生じたときは、軽微な変更を除き、あらかじめ別記様式第2号による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による補助対象事業中止（廃止）承認申請書をすみやかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記様式第4号によるものとし、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業の内容がわかる写真、資料
- (2) 請求書及び領収書の写し等支出の根拠となる証拠書類
- (3) 国庫補助金等を活用している場合は、当該補助金の実績報告書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の経理等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 10 年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取消及び返還)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金交付申請書等に虚偽の記載をしたとき

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した後も当該事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第6号様式による取得財産管理台帳を備え、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助対象事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ別記第7号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認を受けた補助対象事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別

に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。